

国住指第 357 号
令和 7 年 1 月 16 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく建築確認等の手続の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定による手続（以下「建築基準法令に基づく手続」という。）については、情報通信技術の利用を推進するため、申請書の様式や講習の修了証明書における押印の廃止等について順次、措置を講じてきたところですが、今般、処分通知等に係る別記様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 111 号）が令和 6 年 12 月 27 日に公布されたところであり、令和 7 年 4 月 1 日に施行されます。

情報通信技術を利用した建築基準法令に基づく手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）その他関係法令の定めるところにより実施することが可能ですが、その取扱いについて下記のとおり整理しましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として通知します。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

また、貴都道府県知事指定の指定確認検査機関が建築確認手続等について電子申請等の対応を行う場合、建築確認等の公正かつ適正な実施を確保するため、当該指定確認検査機関に対して法第 77 条の 27 に規定する確認検査業務規程において、今回の改正等を踏まえた手続の実施に関し必要な事項を定めるよう指導をお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて」（令和 3 年 2 月 1 日付け国住指第 3661 号）は廃止します。

記

1. 申請等について

(1) 署名等の代替措置

建築基準法令に基づく手続及び当該手続に係る申請書等への記名については、それぞれ、デジタル手続法第3条第8号に規定する「申請等」及び同条第6号に規定する「署名等」に該当すると解され、同法第6条第4項及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号。以下「主務省令」という。)第13条第1項の規定により、申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該「署名等」は、

- ・申請データに電子署名を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置(主務省令第13条第1項第1号)
- ・識別番号及び暗証番号を入力する措置等(主務省令第13条第1項第2号、第3号)
- ・行政機関等が定める措置(主務省令第13条第1項第4号)

のいずれかの措置をもって代えることができることとされている。

このため、建築基準法令に基づく手続を電子情報処理組織を活用して行う場合は、上記のいずれかの措置を執ることが必要である。

建築基準法令に基づく手続における「行政機関等が定める措置」は、申請データに申請者(代理者により申請を行う場合にあっては、代理者を含む。)の氏名又は名称を記録する措置とする。

2. 処分通知等について

(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の措置

行政機関等がデジタル手続法第3条第9号の処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、同法第7条第1項本文及び主務省令第8条第1項本文の規定により当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することとされているが、同項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は当該措置を行うこととされている。

建築基準法令に基づく手続における「処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置」は、処分通知等を行う行政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録し、

- ・処分通知等を受けた者又はその同意を得た者がこれらの情報を用いて、処分を行った行政機関等に問い合わせること
- ・処分通知等を受けた者若しくはその代理者又は当該処分通知等を活用する金融機関等の第三者が法第93条の2の規定に基づき処分等概要書等を閲覧し、これら

の者が有する情報と特定行政庁が有する情報を突合すること等の方法により処分権者が行った処分であること（真正性）及び通知内容が改ざんされていないこと（非改ざん性）の確認を可能とする措置とする。

なお、「建築基準法第七十七条の二十五第一項の秘密保持義務の取扱いについて」（平成 23 年 9 月 22 日付国住安第 34 号）において、「建築主又は建築主の同意を得たと認められる者に確認検査の申請書類の記載内容を知らせることは、当然に「秘密を漏らす」ことに該当しないと解される」とされており、これと同様に、処分通知等を受けた者又はその同意を得たと認められる者からの問合せに対して、指定確認検査機関がこれらの者に確認済証等の内容を知らせることについても、法第 77 条の 25 第 1 項の秘密保持義務には抵触しないものと解される。

また、行政機関等が処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うためには、デジタル手続法第 7 条第 1 項ただし書の規定により、処分通知等を受ける者による電子情報処理組織を使用する方法により交付を受ける旨の表示が必要であるところ、その表示の方式は主務省令第 9 条において、

- ・当該処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続（主務省令第 9 条第 1 号、第 2 号）
- ・電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出（主務省令第 9 条第 3 号）

のいずれかとされている。

建築基準法令に基づく手続における、主務省令第 9 条第 3 号の「行政機関等が定めるところにより行う届出」は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行う行政機関等に対して、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知することとする。通知の方法としては、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して当該処分通知等に係る申請等を行う際に、当該電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を入力する方法などが考えられる。

なお、この意思表示が得られないものについては、電子交付の対象外となる点に留意されたい。

（2）署名等の代替措置

処分通知等に係る通知書への記名については、デジタル手続法第 3 条第 6 号の「署名等」に該当するが、同法第 7 条第 4 項及び主務省令第 13 条第 2 項の規定により、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の当該署名等は、

- ・当該処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを行政機関等の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
- ・主務省令第 8 条第 1 項ただし書に規定する措置（処分通知等を受ける者が当該処

分通知等を行った行政機関等を確認するための措置として行政機関等が別に定める措置)

のいずれかをもって代えることができることとされている。

建築基準法令に基づく手続における「主務省令第8条第1項ただし書に規定する措置」は、(1)に記載した措置と同様とし、処分通知等を行う行政機関等が処分通知等のデータに処分番号、処分日及び処分者名等を記録することにより、処分権者が行った処分であること(真正性)及び通知内容が改ざんされていないこと(非改ざん性)の確認を可能とする措置とする。

(3) 押印欄が廃止されていない様式に係る手続について

今回押印欄を廃止していない処分通知等の様式についても、押印欄の廃止について検討を行い、廃止可能であることが検証できたものについて順次廃止を措置していく予定である。

3. 電磁的記録の長期保存について

法において保存期間が定められている申請図書等については、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

4. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講ずること。

以上